

尾張旭市監査公表第26号

令和6年5月30日付け尾張旭市監査公表第24号をもって公表した財政援助団体監査結果報告について、令和6年6月14日付け6長第364号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年7月1日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター（健康福祉部長寿課）

監査の指摘事項	措置状況
<p>【公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター】</p> <p>(1) 補助金交付申請書の金額とその添付書類の金額が一致していないもの、補助事業実績報告書の添付書類で違算が生じているものが見受けられた。</p>	<p>市は違算がないよう今後は、詳細項目の検算を実施するよう指導し、シルバー人材センターは複数人で確認することとしました。</p>
<p>【健康福祉部長寿課】</p> <p>(2)ア シルバー人材センターから提出された書類について、(1)にあるように、補助金交付申請書の金額とその添付書類の金額が一致していないもの、補助事業実績報告書の添付書類で違算が生じているものが見受けられた。收受した申請書類等については、内容を十分審査し、誤りが認められる場合は、修正の上、再提出をするよう指導されたい。</p>	<p>今後は、收受した申請書類等に違算がないかの検算を複数人で確実に行うことを徹底し、誤りが認められた場合には、修正・再提出するよう指導することとしました。</p>
<p>イ シルバー人材センターが、公益社団法人尾張旭市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の別表に補助対象経費としては明示されていない科目である退職給付費用や作業適応訓練費を計上しているにもかかわらず、市は、解釈や読み替えによって、これらも補助対象としている。同要綱の対象となる法人はシルバー人材センターのみであり、同要綱の別表に補助対象経費科目を掲げているのであるから、市として引き続き補助対象経費に含めるということであれば、補助金を客観的かつ正確に交付する観点から、同要綱にこれらの科目が補助対象経費である旨明示されたい。</p>	<p>シルバー人材センターの予算科目は、同センターが受給する国庫補助金の補助対象経費科目に則して規定されているものであり、市としては、当補助金の補助対象経費は国庫補助金と同じくするものだと捉えていることから、今回の指摘を踏まえ、今年度中に行う交付要綱見直しに併せ、同センターの予算科目に則したものに変更する方向で見直していくこととしました。</p>